

Q お隣の犬に子供がかまれる

子供が泣きながら家に帰ってきました。お隣のAさんの家の前を通り、庭にいたAさんの飼い犬に手をかまれてしまったようです。Aさんは普段とても仲が良く関係を壊したくありません。それでも、今回の件はきちんとした対応を取ってもらいたいです。どうしたらよいでしょうか。

法律
相談室

去に人にかみついたことが
あるかななど、様々な事情を
考慮してAさんの責任につ
いて判断されます。お子さ
んがけがをして通院した場
合には、治療費や慰謝料な
どを請求することが考えら
れます。

一方で、今回のような場
合、法律上は金銭賠償が原
則です。Aさんに謝罪して

に相当時間がかかるケースもあります。訴訟は原則として手続きが公開されるため、内容が第三者に知られてしまうこともあります。

世の中には様々なご近所トラブルがあり、それぞれの実情に応じた適切な解決手段を検討する必要があります。身の回りで困り事があれば、早めに弁護士に相談することをおすすめします。
（回答＝鈴木達矢弁護士）

動物の占有者、すなわち飼い主はその動物が他人に与えた損害について賠償する責任を負います。ただし、動物の種類や性質に合わせ、相当の注意をもって管理をしたときは責任が免除されます。ご相談のケースでは、Aさんのしつけの程度、庭での係留の状況、過

もらいたいとか、再発防止策を講じてもらいたいといつた要望は、裁判所の手続きではなかなか実現しにくいいといふ悩みが生じ得ます。

また、裁判所の手続きだと、当事者双方が様々な主張、立証を行うので対立構造になりがちで、解決まで

会ADR)の運営を開始します。センターは、紛争を解決したい方からの申し立てに基づき、全ての案件に公正な第三者として、弁護士が関与して和解のあっせん、仲裁手続きを行います。当事者双方の言い分をちゃんと聞き、互いに納得してもらえる解決ができるよう

賠償請求、裁判外手続きも

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。



黒井謙士会マスコットキャラクター「ちーべん」